

R7 霧島小学校いじめ防止基本方針

法 令 等	学 校 教 育 目 標	市のいじめ防止等に関する基本認識
○「いじめ防止等のための基本的な方針」(平成25年10月) ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」(平成26年3月) ○「霧島市いじめ防止基本方針」(平成26年3月)→「霧島小学校いじめ防止基本方針」を策定 ○「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂(平成29年3月) ○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月) ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定(平成29年10月) ○ 生徒指導提要 (令和4年12月)	心豊かで、たくましい子どもを育てる <校訓> 明るく(徳) 正しく(知) たくましく(体)	○ いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る。 ○ ネット上のいじめなどで、ますます見えにくくなっている。 ○ まだ気付いていないいじめがある。 ○ いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。 ○ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

【霧島小学校いじめ対策委員会】

- 〈内容〉・ 年間を通した取組等について検討
- ・ 年間の活動を検証し、次年度への計画の作成
- 1 日常的な関係者の会…<生徒指導情報交換会>【全職員】(月1回以上)
 - 2 事案に応じた関係者の会…<生徒指導対策委員会>【校長、教頭、三主任、担任、養護教諭】
 - 3 地域の関係者等を加えた会…【校長、教頭、教務主任、学校評議員、警察関係者、PTA会長】(学期1回)
 - 4 専門家等を加えた会【3のうち1回は、スクールカウンセラー・いじめ相談員等を加える】
- 〈構成〉 管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家

P T A と の 連 携	学 校 の 取 組	市 教 委 と の 連 携
○ P T A 総会や学校だより、ホームページ等を活用した学校いじめ防止基本方針の説明 ○ いじめ問題をテーマにした学級 P T A の開催 ○ 家庭訪問や教育相談による情報交換の実施	○ 発達支持的生徒指導・未然防止教育 ・ 道徳教育の充実 ・ 多様性を認め、人権侵害をしないような人権教育 ・ 体験活動を活用した人間関係づくり ・ 毎朝の心の健康チェック (タブレット) ○ 早期発見 ・ きりしまっ子アンケートの実施 (月1回) ・ 個別相談、教育相談等 ○ 対応 ・ 被害者、加害者への適切なケア及び指導 ・ S S W、かけはしサポーター、いじめ相談員等の活用	○ 指導主事の派遣及び助言 ○ いじめ問題対応チームの派遣及び助言 ○ 研修等への講師派遣
		関 係 機 関 と の 連 携
		○ 警察 ○ 児童相談所 ○ 市町村の福祉部局 ○ 民生委員

【年間計画】

	児 童 生 徒 関 係	職 員 関 係	検 証 関 係
主 な 取 組 事 項	・ いじめ問題を考える週間におけるいじめの実態調査の実施 (4・9月) ・ 「学校楽しいと」、教育相談実施 (5・10・1月) ・ きりしまっ子アンケート実施 (毎月末) ・ 携帯・ネット利用実態調査 ・ 情報モラルについての指導 ・ 人権集会の開催 (9・12月)	・ 「いじめ対策必携」の活用 ・ 生徒指導情報交換会の開催 (月1回) ・ 校内研修 (事例研究) の開催 ・ 外部研修会や講演等への参加 ・ 生徒指導対策委員会の開催 ・ 地域関係者や専門家を交えた情報交換会の開催	・ 「学校いじめ防止基本方針」、年間活動計画の検討 (4月) ・ 「学校楽しいと」、教育相談実施 (5・10・1月) ・ いじめアンケート結果分析 (毎月末) ・ 年間反省及び次年度取組事項の検討 (3月)